京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

規則

ページ

○京都府漁業調整規則の一部を改正する規則　（水産課）　165

訓令

○京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令　（職員総務課）　〃

告示

○文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部を改正する告示　（文化芸術課）　166
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定　（高齢者支援課）　〃
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止　（　〃　）　167
○家畜伝染病予防事業の実施　（畜産課）　〃
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定　（水産事務所）　169
○基本測量の実施　（用地課）　169
○公共測量の実施　（　〃　）　〃
○道路の供用開始　（南丹土木事務所）　170
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可　（山城北土木事務所）　〃
○京都府立宇治公園の区域を定めた告示の一部改正　（都市計画課）　〃
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可　（山城北土木事務所、丹後土木事務所）　〃

公告

○道路の位置の指定の取消し　（山城南土木事務所）　171
○都市計画法に基づく工事完了　（山城北土木事務所）　〃

労働委員会

○令和６年における不当労働行為事件の審査の実施状況　〃

規則

京都府漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月18日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

京都府規則第11号

京都府漁業調整規則の一部を改正する規則

京都府漁業調整規則（令和２年京都府規則第54号）の一部を次のように改正する。

第46条に次の１項を加える。

２　前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第55条第１項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第１号から第３号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第56条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

京都府訓令第３号

本　庁
地方機関

京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月18日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

京都府職員安全衛生管理規程（昭和54年京都府訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「税務課、」を削り、「自然環境保全課」の右に「、京都府府税事務所」を、「京都府南丹広域振興局農林商工部」の右に「、京都府中丹広域振興局地域連携振興部」を加える。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

告　　示

京都府告示第114号

文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年３月18日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部を改正する告示

文化力チャレンジ補助金交付要綱（平成24年京都府告示第496号）の一部を次のように改正する。

第１条中「京都府文化力による未来づくり条例（平成30年京都府条例第27号。以下「条例」という。）」を「文化が活きる京都の推進に関する条例（令和６年京都府条例第31号）」に、「文化力による未来づくりに」を「文化が活きる京都の推進に」に、「営利を目的として行われる文化活動（条例第１条第４号に規定する文化活動をいう。以下同じ。）以外の文化活動」を「文化に関する活動（以下「文化活動」という。）であって、営利を目的としないもの」に改める。

第２条第１号中「次世代（条例第10条第１項に規定する次世代をいう。以下同じ」を「次代の社会を担う子どもや青少年（以下「次世代」という」に改め、同条第４号中「文化力による未来づくり」を「文化が活きる京都の推進」に改める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

京都府告示第115号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項及び第53条第１項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指　定 年月日
合同会社仲善	訪問介護	訪問介護仲よし	向日市寺戸町初田１　石井マンション101	令 6.12.　1
社会福祉法人洛和福祉会	訪問看護	洛和会訪問看護ステーション宇治	宇治市宇治山本25の２	7.　2.　1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社ライフ・サポート樹	訪問看護	訪問看護ステーション樹山城南	木津川市山城町上狛日詰24の４	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社Ｒｅｔｕｒｎ	訪問介護	ケリー宇治	宇治市宇治里尻82の３	〃
合同会社Ｌ・Ｃ・Ｙ	〃	ヘルパーステーションみやこ宇治	〃　〃　蔭山59の50	〃

京都府告示第116号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から廃止の届出があった。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃　止 年月日
社会福祉法人不動園	通所介護	社会福祉法人不動園天ヶ瀬苑デイサービスセンター	宇治市白川東山15	令 6.12.31
医療法人三愛会	〃	リリ・ピアサ	綾部市井倉町東12の１	〃

京都府告示第117号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第５条第１項及び第６条第１項の規定により、家畜の監視伝染病の発生を予防し、又は予察するための検査及び注射を次のとおり実施する。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

区　　分	実施の目的	実施する区　域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	実施の方法
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血発生予防のため	府内一円	馬	令和７年４月１日から令和８年３月31日まで	臨床検査、疫学的検査及び血清学的検査
馬インフルエンザ検査	馬インフルエンザ発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、疫学的検査及びウイルス学的検査
ブルセラ症検査	牛のブルセラ症発生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査、疫学的検査及び血清学的検査
結核検査	牛の結核発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、疫学的検査及びツベルクリン検査
ヨーネ病検査	牛、めん羊、山羊のヨーネ病発生予防のため	〃	牛、めん羊、山羊	〃	臨床検査、血清学的検査、細菌検査、ヨーニン検査及びリアルタイムＰＣＲ法による検査
伝達性海綿状脳症検査	牛、めん羊、山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため	〃	〃	〃	臨床検査
			牛の死体（牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第６条第１項の規定により届出をするものに限る。）、めん羊又は山羊の死体（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第９条第２項第６号に規定するものに限る。）		エライザ法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織学的検査
牛伝染性リンパ腫検査	牛伝染性リンパ腫発生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

サルモネラ症検査	牛、めん羊、山羊、豚、鶏、あひるのサルモネラ症発生予防のため	府内一円	牛、めん羊、山羊、豚、鶏、あひる	令和７年４月１日から令和８年３月31日まで	血清学的検査及び細菌検査
ネオスポラ症検査	牛のネオスポラ症発生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査及び血清学的検査
アカバネ病検査	牛のアカバネ病発生予察のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症発生予察のため	〃	〃	〃	〃
チュウザン病検査	牛のチュウザン病発生予察のため	〃	〃	〃	〃
イバラキ病検査	牛のイバラキ病発生予察のため	〃	〃	〃	〃
牛流行熱検査	牛流行熱発生予察のため	〃	〃	〃	〃
ブルータング検査	牛のブルータング発生予察のため	〃	〃	〃	〃
牛ウイルス性下痢検査	牛ウイルス性下痢発生予防のため	〃	〃	〃	〃
牛アデノウイルス感染症検査	牛アデノウイルス感染症発生予防のため	〃	〃	〃	〃
牛パラインフルエンザウイルス感染症検査	牛パラインフルエンザウイルス感染症発生予防のため	〃	〃	〃	〃
豚熱検査	豚熱発生予防のため	〃	豚、いのしし	〃	〃
アフリカ豚熱検査	アフリカ豚熱発生予防のため	〃	〃	〃	〃
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病発生予防のため	〃	豚	〃	〃
豚繁殖・呼吸障害症候群検査	豚繁殖・呼吸障害症候群発生予防のため	〃	〃	〃	〃
豚流行性下痢検査	豚流行性下痢発生予防のため	〃	〃	〃	〃
豚丹毒検査	豚丹毒発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査及び細菌検査
豚胸膜肺炎検査	豚胸膜肺炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃
萎縮性鼻炎検査	豚の萎縮性鼻炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃
トキソプラズマ病検査	豚のトキソプラズマ病発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査及び血清学的検査
山羊関節炎・脳炎検査	山羊関節炎・脳炎発生予防のため	〃	山羊	〃	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
ニューカッスル病検査	鶏のニューカッスル病発生予防のため	〃	鶏	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	〃	〃
家きんサルモネラ感染症検査	家きんサルモネラ感染症発生予防のため	〃	鶏、あひる	〃	臨床検査、血清学的検査及び細菌検査
鶏伝染性気管支炎検査	鶏伝染性気管支炎発生予防のため	〃	鶏	〃	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
鶏伝染性喉頭気管炎検査	鶏伝染性喉頭気管炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃

伝染性ファブリキウス嚢病検査	鶏の伝染性ファブリキウス嚢病発生予防のため	府内一円	鶏	令和７年４月１日から令和８年３月31日まで	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
鳥マイコプラズマ症検査	鶏の鳥マイコプラズマ症発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査及び血清学的検査
ロイコチトゾーン症検査	鶏のロイコチトゾーン症発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査及び寄生虫検査
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病発生予防のため	〃	蜜蜂	〃	臨床検査及び細菌検査
炭疽予防注射	牛の炭疽発生予防のため	〃	牛	〃	炭疽予防液の皮下注射
気腫疽予防注射	牛の気腫疽発生予防のため	〃	〃	〃	気腫疽ワクチンの筋肉内注射
流行性脳炎予防注射	豚の流行性脳炎発生予防のため	〃	豚	〃	流行性脳炎（日本脳炎）ワクチンの皮下注射
豚熱予防注射	豚の豚熱発生予防のため	〃	〃	〃	豚熱予防液の皮下又は筋肉内注射

京都府告示第118号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

湊加入区

京都府告示第119号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　測量の地域
　京都府全域
２　測量の期間
　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで
３　測量の種類
　基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

京都府告示第120号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から通知があった。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　測量の地域
　宇治市槇島町、伊勢田町及び大久保町、城陽市富野、平川、久世及び寺田、久世郡久御山町市田南観世及び市田東観世並びに相楽郡精華町乾谷三本木、乾谷大崩、乾谷角平及び乾谷岸ノ下
２　測量の期間
　令和７年１月27日から令和７年３月31日まで
３　測量の種類
　公共測量（車載写真レーザ測量）

京都府告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和７年３月18日から令和７年４月１日まで縦覧に供する。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1(1)　道路の種類　　府道
(2)　路　線　名　　園部能勢線
(3)　供用開始の区間及び予定日

区　　間	予　定　日
南丹市園部町法京下16の１から 南丹市園部町法京下16の１まで	令和７年３月24日

(4)　縦 覧 場 所　　京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1)　道路の種類　　府道
(2)　路　線　名　　天王亀岡線
(3)　供用開始の区間及び期日

区　　間	期　　日
亀岡市本梅町西加舎佃10の１から 亀岡市本梅町井手岡ノ坪５まで	令和７年３月18日

(4)　縦 覧 場 所　　京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、宇治都市計画道路事業（平成29年京都府告示第160号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　施行者の名称
　城陽市
2　都市計画事業の種類及び名称
　宇治都市計画道路事業
　３・３・207号　東部丘陵線
3　事業施行期間
　平成29年３月28日から令和13年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分
　変更なし
(2)　使用の部分
　変更なし

京都府告示第123号

京都府立宇治公園の区域を定めた告示（昭和39年京都府告示第499号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

「1.6ヘクタール」を「1.5ヘクタール」に改める。

京都府告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、宇治都市計画下水道事業（昭和53年京都府告示第144号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　施行者の名称
　宇治市
2　都市計画事業の種類及び名称
　宇治都市計画下水道事業
　宇治市公共下水道
3　事業施行期間
　昭和58年12月16日から令和８年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分
　変更なし
(2)　使用の部分
　令和２年京都府告示第144号の事業地に宇治市安田町鵜飼田及び五反坪並びに伊勢田町西遊田を追加する。

京都府告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、宮津都市計画下水道事業（昭和60年京都府告示第670号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　施行者の名称
　与謝野町
2　都市計画事業の種類及び名称
　宮津都市計画下水道事業
　京都府宮津湾流域関連与謝野町公共下水道
3　事業施行期間
　昭和60年11月12日から令和10年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分
　なし
(2)　使用の部分
　変更なし

公　　告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

指定取消番号	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
山南第23号	令 7. 3. 4	京都府山城南土木事務所	相楽郡精華町大字下狛小字上新庄111の４の一部、111の５の一部、111の６の一部	m 56.5	m 最小　4.8 最大　4.8

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項に関する工事が次のとおり完了した。

令和７年３月18日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　工事が完了した開発区域に含まれる地域
　宇治市宇治矢落49、49の１の一部、49の10の一部、49の27、50の一部、50の９の一部、50の11の一部、52の13の一部、52の14の一部、52の15の一部、52の16の一部、105の１の一部、105の８の一部
　（関連区域）
　宇治市宇治矢落49の１の一部、49の９の一部、49の10の一部、105の１の一部
2　開発許可を受けた者の住所及び名称
　京都市伏見区淀樋爪町４
　レパーム建設株式会社

労　働　委　員　会

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、令和６年における不当労働行為事件の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和７年３月18日

京都府労働委員会
会長　青　木　　苗　子

事件番号	請求する救済内容	申立日	調査回数	審問回数	証人数	終結日	終結状況	処理日数	目標達成状況	目標未達成の理由
令和５年 京労委（不） 第１号	１　他組合との差別取扱禁止 ２　文書の交付及び掲示	令 ５・４・12	３回	２回	２人	令 ６・５・22	棄却	407日	達成	―

令和５年 京労委（不） 第３号	１　基本給及び職務手当の昇給 ２　文書の掲示	５・12・28	２回	０回	０人	５・７・31	関与和解	217日	達　成	―

注　１　審査の期間の目標：１年６箇月
　　２　関与和解：労働委員会が関わった交渉により解決したもの

R70 古紙配合率70%再生紙を使用しています